



後期高齢者医療の支給手続における書類の誤送付について

後期高齢者医療の事務処理において、書類の誤送付が判明しました。

1 概要

亡くなられた方の後期高齢者医療の高額療養費を相続人に支給するにあたり、戸籍謄本2枚のうち1枚目しか提出していなかった相続人の方（Aさん）に、2枚目を加えた上で再提出していただくため、戸籍謄本の1枚目を返却しました。

その際に、誤って戸籍謄本を別の方（Bさん）に送付しました。

【本来の処理】

- ・ Aさん（戸籍謄本の一部が不足していた）
…申請書及び戸籍謄本の1枚目を返却し、戸籍謄本2枚を同封の上、再提出を依頼
- ・ Bさん（戸籍謄本が未提出）
…申請書を返却し、戸籍謄本を同封の上、再提出を依頼

2 影響

戸籍謄本を誤送付したことによって、Aさんの個人情報、他人（Bさん）に知られる状態となってしまいました。

3 経緯

6月26日（月） 高額療養費の支給にあたり、相続確認書類に不備がある方2名分（Aさん・Bさん）の通知を作成。返却する書類を同封して送付

6月28日（水） 20時にBさんから電話があり、誤送付が判明

4 原因

封入時に内容物を入れ間違えたことにより、戸籍謄本の誤送付が生じました。

5 対応状況

2名の方にそれぞれ謝罪し、Bさんから戸籍謄本を回収しました。

6 再発防止策

事務処理を行う中で誤りやすい事例及びその防止策について、各グループで話をする場を設け、事務の点検を行います。

また、記載した文書を送付する際は、1件ごとに作業を完結させることを徹底し、個人情報の取扱いについて再度課内で周知徹底を図ります。

これに加え、同様の事務処理誤りが発生しないよう、内部統制事務の推進部局からも全庁的な周知徹底を図ることとします。